



福祉事業経営に役立つ情報をコンパクトにお届け

ウェルフェア・レポート[®]

発行：MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室

発行：株式会社ユアーズブレーン 広島市国泰寺町1-3-29MR Rデルタビル3F TEL:082-243-7331

◆本レポートは、MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室 会員(発行者)から無料で提供させて頂いております◆

ローカルルールの撤廃に向けた議論が始まる

～内閣府

内閣府は4月18日、規制改革推進会議の「第6回医療・介護・感染症対策ワーキング・グループ(WG)」を開催し、介護分野におけるローカルルール等による手続き負担の軽減についてなどを議論した。「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」が2019年12月に示した中間とりまとめでは、様式・添付書類や手続きの見直しによる簡素化や、電子申請などによるICT活用とともに、自治体ごとのローカルルールの解消を図るうえでの標準化が具体的検討課題として挙げられた。今年1月に開催された同専門委員会(第9回)では、「加算の届出書等の様式例の整備」として、認知症専門ケア加算や生活相談員配置等加算など国が届出書の様式例を示しておらず、自治体が独自に届出様式を作成していることが多い12種類の加算について、国として様式例を作成する対応案を示していた。

こうした現状も踏まえたうえで、この日のWGでは、一般社団法人日本在宅介護協会から「指定に関する申請手続き・運営指導等について、厚生労働省から示されている『簡素化・標準化項目』が徹底されていないので、運営指導等における実施・確認方法を統一ルールで実施すること」や、「処遇改善の様式統一は図られたものの事務業務の負担が大きいので、処遇改善加算を基本報酬に組み入れることで事務業務を削減すること」などの要望が出された。一般社団法人全国介護付きホーム協会からは、自治体での介護保険サービス事務について、「すべての事業者、自治体に共通する基本的事項に関する行政手続きについては、現状は全国共通様式と独自様式のどちらも選択可能だが、全国共通様式に統一するような再整理の可能性はないのか」といった疑問も示された。

また、複数の専門委員からは、ローカルルール等による事務手続き負担の抜本的軽減に向けて、自治体独自の様式・添付書類を廃止し省令で統一様式等を規定することや、「介護手続ホットライン(仮称)」を構築し、書類の簡素化に係る事業者や自治体関係者で改善を検討する仕組みをつくることなどが提案された。

新型コロナウイルス感染対策に活用できる手引きなどを整理・紹介

～厚生労働省

厚生労働省は4月27日、「高齢者施設等における感染対策に活用可能な手引き、教材及び研修等について」を都道府県・指定都市・中核市に事務連絡した。同日から、高齢者施設等に対する2022年度の感染症の専門家による実地研修の募集を開始したことなどを踏まえ、改めて高齢者施設等で活用できる新型コロナウイルス感染対策に役立つ手引きや教材、研修などを取りまとめ、周知したもの。

具体的には、介護現場における感染対策の手引きや施設内療養時の対応の手引き、発生時の業務継続ガイドラインのほか、それらについて介護職員向けにわかりやすく説明した解説動画や各種研修教材、対応事例集などを紹介し、活用を促している。

高齢者施設の65%がコロナ感染者への往診要請可能

～厚生労働省

厚生労働省は4月22日、「各都道府県におけるオミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた取組状況(令和4年4月22日時点)」を公表した。今年に入ってからオミクロン株の感染が拡大し、高齢者施設等での医療支援強化が課題になったことを受け、厚労省は都道府県に高齢者施設等に対する医療支援のさらなる強化を要請。▽高齢者施設等からの連絡・要請に対し、24時間以内に専門家による感染制御・業務継続支援チームを派遣する体制を構築すること、▽すべての施設等で、必要に応じて医師・看護師の往診・派遣を要請できる医療機関を事前に確保できる体制になっていることを確認すること——などの取り組み状況を4月22日までに報告するよう依頼していた。

22日時点の取りまとめでは、24時間以内に感染制御・業務継続支援チームを派遣する体制については、全都道府県が構築していると報告。すべての施設にその窓口・連絡先の周知が行われている。感染制御・業務継続支援チームに所属している医療従事者・感染管理専門家の人数は全国で3,593人。3月14日時点の取りまとめ(3,437人)から156人増えた。都道府県別では、群馬県の400人が最も多く、次いで北海道328人、新潟県280人、福島県201人などとなっている。長崎県では0人と報告されている。

医師や看護師の往診・派遣を要請できる医療機関を事前に確保できたと確認した高齢者施設等の割合は、全国平均で65%。岩手県、富山県、静岡県、鳥取県、山口県、徳島県、香川県では100%となっている。また、自治体から要請があった場合などに往診・派遣に協力する医療機関(またはチーム)数は全国で3,086。3月14日時点の取りまとめ(2,200)からは886増加している。最も多いのは兵庫県で454。愛知県380、愛媛県185、滋賀県166などがそれに続いている。

医療・介護給付の増加に自動調整機能の盛り込みを提言

～公益社団法人経済同友会

公益社団法人経済同友会は4月22日、今年6月に公表が予定されている「骨太方針2022」に対する意見「持続可能な財政構造の実現に向けて」を公表した。

社会保障改革については、介護提供体制の効率化、介護利用者のQOL向上を図る観点から、アウトカム重視の報酬体系へのシフトを提案。そのためには、アウトカム指標の整備に加えて、特別養護老人ホームにおける職員配置基準の見直しや、AIを活用したケアプランの策定が有効とした。

また、公的年金制度には平均余命の延伸と生産年齢人口の減少に伴い、年金支給額が自動調整される「マクロ経済スライド」が導入され、一定程度の規律が働く仕組みが確保されているのに対し、医療・介護保険では受益と負担の適正化に向けて、さまざまな主体が多様な改革メニューを提言してきたが「進捗はわずか」と指摘。団塊世代の後期高齢者入りで医療・介護給付の急激な増加が見込まれるなか、社会保障改革の先送りはできないと警鐘を鳴らした。そのうえで、現在出来高払いとなっている医療・介護保険にも自動調整機能を盛り込み、保険料負担が一定の水準を上回る場合には、医療・介護給付の伸びが経済成長率を上回らないようコントロールすべく、関連法令の改正に向けた議論を開始するよう促した。

ヤングケアラーの支援に関するマニュアルを公開

～厚生労働省

厚生労働省は4月22日、「『多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル』（令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）の周知への御協力について（依頼）」（介護保険最新情報 Vol.1070）を、都道府県・市町村・介護保険関係団体に事務連絡した。

同省子ども家庭局では、多機関連携によるヤングケアラーへの支援に関する研究を実施し、地方自治体やヤングケアラーと接する可能性の高い専門職へのアンケート調査や自治体のモデル事業を通じて、ヤングケアラー発見の着眼点や支援のつなぎ方などの成果をマニュアルにまとめている。今般、調査の実施主体である有限責任監査法人トーマツのホームページでマニュアルが公開されたことを通知し、関係機関などへの周知を依頼した。

マニュアルには、ヤングケアラーが置かれている状況やリスクアセスメント実施の重要性、関係機関の役割分担や個別ケースの支援に向けた連携体制づくりなどを掲載。ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげるためには、福祉、介護、医療、教育といった多分野の連携が重要であり、執務の参考として活用するよう求めている。

LIFE の ADL 維持等加算算定ツールに不具合

～厚生労働省

厚生労働省は4月21日付の「介護保険最新情報 Vol.1069」で、「科学的介護情報システム(LIFE)の令和4年度ADL維持等加算算定ツールの不具合について」を都道府県・市町村に事務連絡した。

厚労省は3月31日に同ツールをリリースしたが、①「対象外とする理由(必須)」について入力した内容が消える、②「初月」「6月後」に適切な引用入力されない、という不具合が確認された。

それらの不具合に対し、①については、4月14日のLIFEのアップデートにより対応済みであること、②については、4月中にLIFEホームページで計算用ツール(エクセルファイル)を配布するのでそのツールを用いてADL利得に係る基準を満たすかを確認してほしいこと、などの対応が示された。

なお、①と②の不具合に伴い、LIFEへのデータ提出が困難となった場合は、「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日)」問16における「システムトラブル等により提出ができなかった場合」に該当し、ADL維持等加算(I)または(II)を算定することは可能であるとした。

福祉用具の貸与から販売への移行の是非を議論

～厚生労働省

厚生労働省は4月21日、「第3回介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」を開催し、福祉用具における現状と課題、適正化の方策、安全な利用の促進、サービスの質向上への対応などを議論した。

今回の検討会では、第1・2回での議論などを踏まえたうえで、特に福祉用具貸与と特定福祉用具販売に着目し、以下の5つの論点について話し合われた。①現行制度における福祉用具貸与と特定福祉用具販売の考え方の再整理の必要性、②利用者の状態を踏まえた対応、③福祉用具の使用に関するモニタリング・メンテナンス等、④介護支援専門員による支援(ケアプラン作成、モニタリング、サービス担当者会議等)、⑤経済的な負担。

特に、貸与と販売の考え方に関しては、その整理を行い、定義を見直すことが改めて強調された。メンテナンスの必要性の低い種目、要介護度に関係なく給付対象となっている廉価な種目などについては、貸与から販売への移行を図る方針が示され、2020年11月の財務省財政制度等審議会の建議では、販売へ移行すべき品目として、歩行補助杖、歩行器、手すりなどが挙げられている。しかし、高齢者の身体状況は変わりやすく、変化に応じて気軽に借り換えができるなど貸与のメリットもあるため、移行については慎重な意見も出ており、福祉用具の種目の違い(価格、主な利用者の状態、使用状況、相談員の支援状況など)や、同一の種目のなかの品目の違いなども踏まえ、さらなる検討を行っていく方針だ。